

本庄市一般廃棄物処理基本計画
(概要版)

平成 31 年 3 月

本庄市

1. 計画策定の趣旨

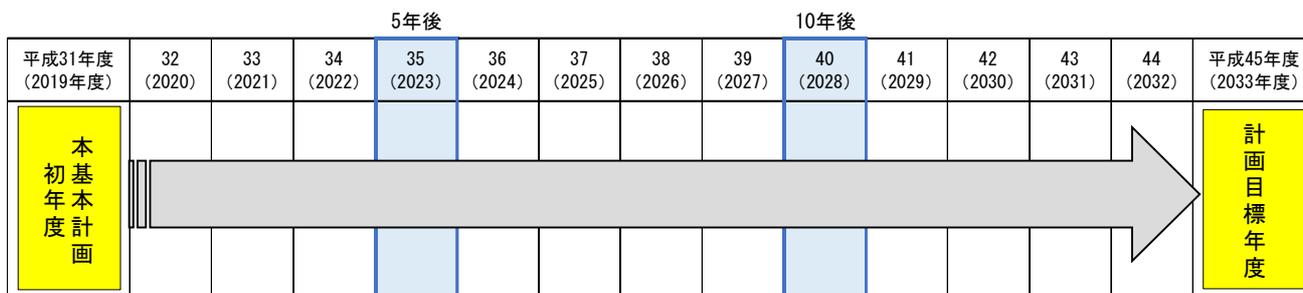
1-1 計画の目的

近年、これまで以上に環境問題への関心が高まっています。ごみ問題についても、私たちの生活に直結する身近な環境問題であるという認識が浸透しつつあり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）や循環型社会という言葉が当たり前のように使われるようになってきました。高度経済成長以降続いてきた、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動への反省から、資源の消費や使用をできるだけ減らし、限りある資源を有効的に活用する「循環型社会」の構築を目指す機運が高まっています。

本庄市（以下、「本市」という。）では、一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画（以下、「本基本計画」という。）の策定を行い、廃棄物の排出抑制及び適正な処理による生活環境の保全並びに公衆衛生の向上及び循環型社会の構築並びに、近年社会的に対策の必要性を求められている災害廃棄物の迅速かつ安全な処理を目的として、今後の廃棄物の処理について、長期的・総合的視点から廃棄物政策に係る基本方針を定めます。

1-2 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成31年（2019年）度から平成45年（2033年）度までの15年間とし、平成45年度を計画目標年度とします。また、概ね5年間で改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件の大きな変動があった場合には見直しを行います。



※基準年度は平成29年度とします。

図1 計画期間

2. ごみ処理基本計画

2-1 過去5年間の人口の実績

本市の過去5年間の人口実績は、図2のように推移しています。平成25年度から平成29年度までの5年間に1,067人減少しています。

また、「本庄市一般廃棄物処理基本計画」では「児玉郡市広域市町村圏組合一般廃棄物処理基本計画」と整合性を図るため、各年度、各項目において、3月末の人口を用いています。



図2 過去5年間の人口実績

2-2 過去5年間のごみの総排出量

本市のごみ発生量は、平成25年度から平成29年度までの5年間に1,430t減少しています。家庭系収集ごみと集団資源回収に関しては、減少傾向を示しています。事業系ごみに関しては、増加傾向にあります。また、家庭系直接搬入ごみに関しては、横ばいの傾向にあります。

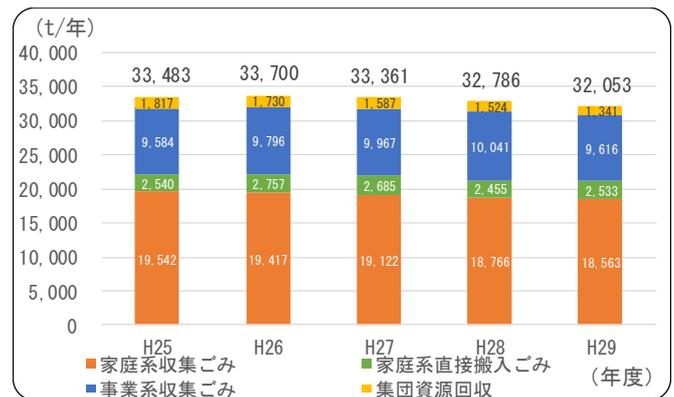


図3 過去5年間のごみの総排出量

2-3 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量は、平成25年度から平成29年度までの5年間で34.24g/人・日の減少となっています。家庭系収集ごみと集団資源回収については、減少傾向を示しています。また、家庭系直接搬入ごみに関しては横ばいの傾向を示しており、事業系ごみに関しては増加傾向を示しています。

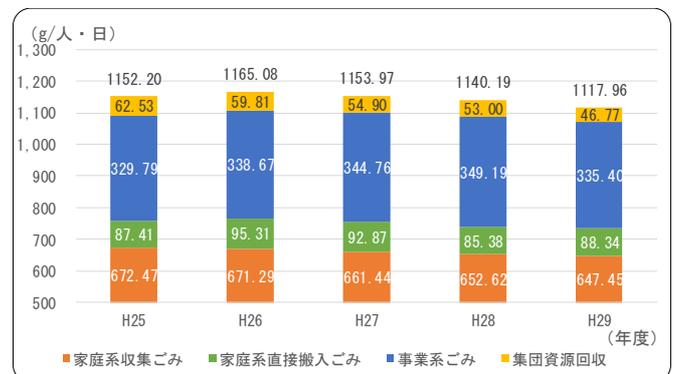


図4 1人1日当たりのごみ排出量

2-4 資源化量と資源化率の実績

本市の資源化量は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で 1,188t 減少しています。資源化率は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で 17.9%~20.6%の間で推移しており、減少傾向を示しています。

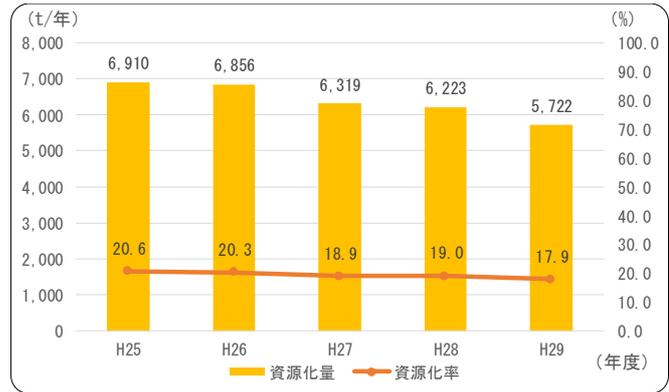


図 5 資源化量と資源化率の実績

2-5 最終処分量の実績

小山川クリーンセンターから排出される焼却灰等は、民間に委託し、セメント原料化または人工砂化し、再資源化に取り組んでいます。

また、飛灰については民間最終処分場で埋立処分を行っています。

本市の最終処分量は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間で 212t 減少しています。

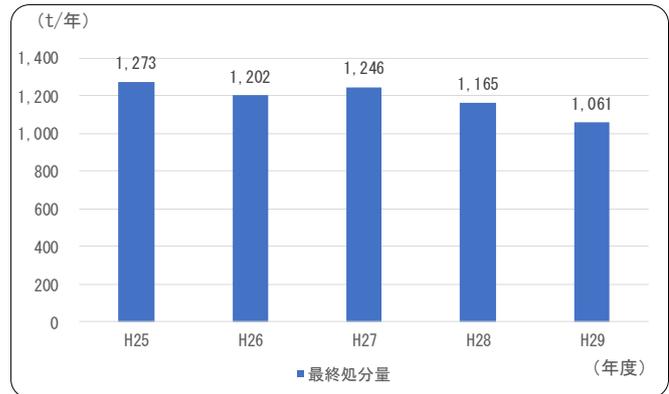


図 6 最終処分量の実績

2-6 ごみ処理に係る課題

2-1 から 2-5 の結果より、以下のような課題と、今後の施策の方向性が挙げられます。

主な課題として、本市における一人一日当たりのごみ排出量が 1,117.96g/人・日(平成 29 年度実績)であり、県平均の 867g/人・日(平成 28 年度実績)と比較して多い状況にある点、また、事業系ごみは増加傾向を示し、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 ヶ年で 32t 増加(年平均 6.4t 増加)している点などが挙げられます。

表 1 ごみ処理に係る課題

課題	施策の方向性
一人一日当たりのごみ排出量が、県平均と比較しても多い状況にある。	<ul style="list-style-type: none">・ 市民のごみ減量に対する意識の向上を図る。・ 収集体制の見直しと、分別区分の検討を行う。
事業系ごみが増加傾向にある。	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者のごみ減量に対する意識の向上を図る。・ 事業系ごみの排出実態の把握と、適正処理の指導を徹底する。
集団資源回収量や、資源ごみ収集量が減少傾向にあることと合わせ、本来、再資源化される資源ごみの分別が徹底されていない。	<ul style="list-style-type: none">・ リサイクル活動の取組の推進、支援を行う。・ 資源の有効活用方法の検討を行う。

2-7 目標値の設定

本基本計画のごみ減量化・資源化の目標値を次のとおり設定します。

- ・ **家庭系ごみ（資源除く）排出量原単位**
組合の目標を踏まえ、平成45年度(2033年度)までに**約11.37%削減**します。（平成29年度比）
- ・ **事業系ごみ排出量**
組合の目標を踏まえ、平成45年度(2033年度)までに**約18.26%削減**します。（平成29年度比）
- ・ **資源化率**
組合の目標を踏まえ、平成45年度（2033年度）までに資源化率を、**5.4%増加**させます。（平成29年度比）
- ・ **最終処分量**
現状の施策（焼却灰等の有効利用等）を継続していきます。

	単位	現状	目標	削減率
		H29（2017）年度	H45（2033）年度	
家庭系ごみ（資源除く）	g/人・日	723.34	641.12	約11.4%削減
事業系ごみ	t/年	9,616	7,860	約18.3%削減
資源化率	%	17.9	23.3	5.4%増加



- 1人1日家庭系ごみ（資源除く）排出量 641.12
 - 事業系ごみ 7,860
 - 資源化率 23.3%
- を、目指してい

2-8 将来人口の予測

本市の将来人口は、基準年度である平成 29 年度には 78,550 人、平成 35 年度には 76,399 人（約 2.7% 減）、平成 40 年度には 73,666 人（約 6.2% 減）、平成 45 年度には 71,065 人（約 9.5% 減）となります。

平成 29 年度の人口に対して、平成 45 年度には、人口が 7,485 人減少となります。

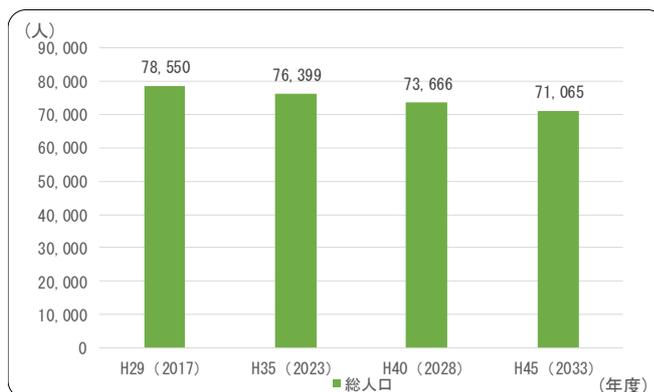


図 7 将来人口の予測

2-9 ごみ排出量の将来予測

1) 現状の施策を継続した場合

現状の施策を継続した場合、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 35 年度は 1,107.67g/人・日、平成 40 年度は 1,095.67g/人・日、平成 45 年度は 1,086.69g/人・日となると予測されます。

平成 29 年度実績の 1 人 1 日当たりのごみ発生量に対して、20.98g/人・日の減少となります。

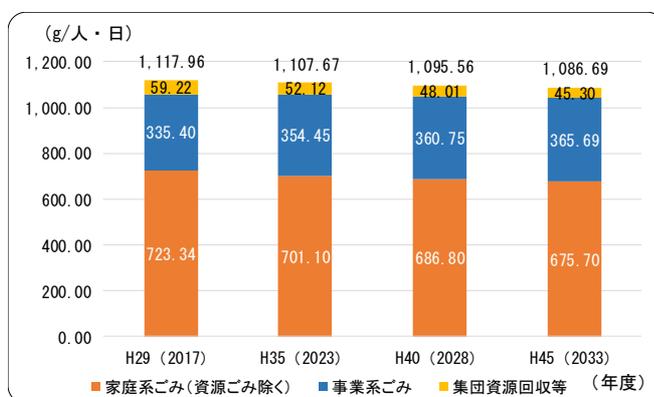


図 8 ごみ排出量の将来予測
(現状の施策を継続した場合)

2) 施策を強化した場合

施策を強化した場合、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 35 年度は 1,078.90g/人・日、平成 40 年度は 1,064.22g/人・日、平成 45 年度は 1,043.83g/人・日となると見込まれます。

平成 29 年度のごみ発生量に対して、平成 40 年度は、74.13g/人・日の減少となります。

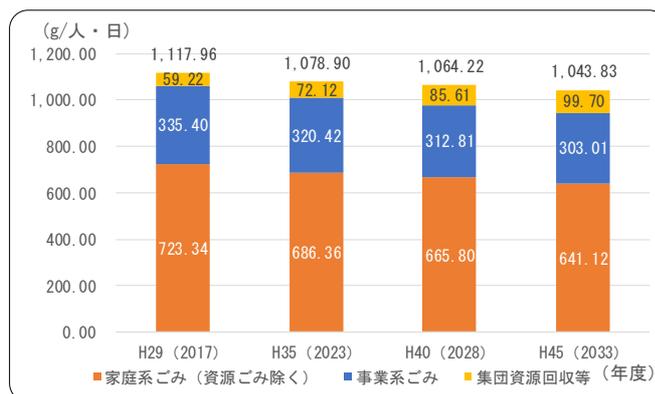


図 9 ごみ排出量の将来予測
(現状の施策を強化した場合)

2-10 ごみ処理基本方針



廃棄物の減量化の推進

ごみの発生抑制について、市民や事業者に対する啓発活動の充実を図ります。また、事業系ごみの適正排出に向けた取組などを実施することで、ごみの減量化を推進します。



廃棄物の適正処理

収集、回収体制の見直しや分別情報の発信など、ごみの適正排出に向けた取組を推進します。また、一般廃棄物処理に係る社会経済情勢の動向等に注視し、適正な処理体制の構築に努めます。



リサイクルの推進

自治会の協力により資源ごみの分別回収を実施するとともに、子ども会や PTA 等の集団資源回収を実施する団体を支援するなど、地域と協力しながら廃棄物のリサイクルを推進します。また、市民の利便性を考慮し、市民負担の軽減を図りつつ、循環型社会の形成を目指して、分別排出しやすい環境整備を進めます。

2-11 ごみ処理の施策

1) 収集・運搬に関する施策



効率的な収集・運搬体制の整備とごみ排出マナーの向上

- ✓ 資源化対象物の拡大に向け、収集・運搬を円滑に行うため排出場所、排出方法、収集頻度を検討し、市民の協力が得られる効率的な収集・運搬体制を確立していきます。
- ✓ リクエスト収集については、収集日や収集回数を見直しを検討していきます。
- ✓ 広報やホームページ等の啓発をはじめ、自治会との連携を図り、地域での啓発活動を行っています。



住民ニーズと環境に配慮した収集・運搬体制の整備

- ✓ 生活介助を要する一人暮らしの高齢者や身体障害者等に対し、ごみ収集所へ排出することが困難な場合は、門前に排出してもらう戸別収集を、福祉関係者と連携を図り、システムの構築に向け研究していきます。
- ✓ 収集・運搬時の排気ガスによる環境負荷を低減するため、直営車両については車両購入時に低公害型車両の導入を図るとともに、委託業者及び許可業者に対しても同様の取組みを引き続き要請していきます。



事業系ごみの減量化と適正排出を推進できる収集・運搬体制の構築

- ✓ 超過排出や事業系指定ごみ袋の不徹底等に対する指導を強化し、事業系ごみの減量化及び適正排出を推進していきます。
- ✓ 不定期に許可業者への搬入検査を行っていますが、今後も継続して搬入管理を行い、許可業者に対する指導を強化していきます。

2) 中間処理に関する施策



小山川クリーンセンターの長寿命化

- ✓ 小山川クリーンセンターは、稼働後 18 年目を迎えていることから、ライフサイクルコストを低減する「ストックマネジメント」の考え方を導入し、「長寿命化計画策定支援事業」及び「基幹的設備改良事業」に対して交付金を出し、当該取組みを推進するなど、運転及び維持管理に取り組んでいきます。



焼却灰等の有効利用ルートの確立

- ✓ セメント化や人工砂化等により建設資材としての有効利用を図るため、民間委託を主として取り組んでいきます。ただし、安定的・長期的な資源化体制を確保するため、有効利用ルートについては継続して調査・研究を行っていきます。



廃棄物エネルギー継続利用

- ✓ 効率的な発電及び熱回収を図り、継続的に余熱利用施設「湯かっこ」への焼却余熱の供給を行っていきます。
- ✓ 市民に対して、小山川クリーンセンターでの熱エネルギー有効利用に関する情報発信を継続し、身近な施設での取組みを知ってもらうことで、市民の資源循環への意識を醸成していきます。



安全対策の徹底

- ✓ 施設の適正な維持管理及び運転に関する安全教育を継続して実施し、事故のない運転に努めます。
- ✓ 今後もダイオキシン類の暴露防止など職員の安全対策を徹底していきます。

3) 最終処分に関する施策



新たな最終処分場のあり方の検討

現在は、県外の民間最終処分場にて最終処分を行っていますが、最終処分場のあり方について、焼却灰等の資源化状況及び灰固化物（飛灰）の排出量に応じて、費用対効果を勘案しながら検討を継続します。



一般廃棄物最終処分場跡地の管理と利用の検討

一般廃棄物最終処分場については、埋立終了以後も維持管理や跡地利用について調査・検討を継続します。

2-12 市・市民・事業者の取り組み

ごみの減量化・資源化は市だけの取り組みで推進できるものではありません。市民・事業者・市が適切な役割を認識し、パートナーシップと協働の仕組みを築き、実行することで初めて実現が可能となります。市・市民・事業者の取り組みとして、以下のものが挙げられます。

1) ごみの排出抑制



市の役割

- ✓ エコクッキングやマイバッグの利用等、ごみ減量につながる活動を推奨します。
- ✓ ごみの発生抑制の対策を進めます。
- ✓ ごみの適切な排出方法について普及啓発に努めます。
- ✓ 生ごみ水切り運動等を通して、ごみの減量化に関する情報を積極的に発信します。
- ✓ 事業者に対してごみの排出抑制に関する指導を行います。
- ✓ 農業用廃プラスチック等のリサイクルによる環境保全型農業を支援します。
- ✓ グリーン購入、エコマーク商品の購入を積極的に進めます。
- ✓ 公共施設、公共工事から排出されるごみの削減に努めます。
- ✓ 公共施設から出る紙類の削減を図るとともに、再生紙の利用や再資源化を進めます。



市民の役割

- ✓ ごみを出さない生活スタイルへの転換に努めます。
- ✓ エコクッキングやマイバッグの利用等、ごみの減量に取り組みます。
- ✓ 生ごみ水切り運動等を通して、ごみの減量化に努めます。
- ✓ グリーン購入、エコマーク商品の購入を積極的に進めます。
- ✓ ごみの削減やリサイクルについて、自治会やボランティア団体に協力します。



事業者の役割

- ✓ ごみの徹底した分別により、ごみの減量に取り組みます。
- ✓ 古紙のリサイクルに取り組みます。
- ✓ グリーン購入、エコマーク商品の購入を積極的に進めます。

2) ごみの適正処理



市の役割

- ✓ ごみの分別ルールを分かりやすく掲示し、普及啓発に努めます。
- ✓ 児玉郡市広域市町村圏組合と連携し、ごみ処理施設（児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター）の適正な管理に努めます。
- ✓ ごみ収集所の設置及び管理に関し、適切な指導を行います。



市民の役割

- ✓ 家庭ごみの分け方、出し方のルールを守ります。
- ✓ ごみ収集所の適切な維持管理に努めます。



事業者の役割

- ✓ 事業ごみの出し方のルールを守ります。

3) リサイクルの推進



市の役割

- ✓ 缶、びん、ペットボトル等の資源ごみ分別収集事業を継続して行い、再資源化を推進します。
- ✓ 集団資源回収等のリサイクル活動へ支援を行います。
- ✓ 資源回収場所等、リサイクル活動に関する普及啓発を行います。
- ✓ 資源回収の回数や場所等、必要に応じて、市民の実状に合わせた回収方法の見直しを検討します。
- ✓ リサイクル、グリーン購入に努めます



市民の役割

- ✓ 不用品等のリサイクルに努めます。
- ✓ リサイクル等を徹底し、資源となるものは分別し、ごみを正しく出します。
- ✓ 缶、びん、ペットボトル等の資源ごみ分別収集に協力します。
- ✓ 集団資源回収等へのリサイクル活動へ参加します。
- ✓ 資源化に関する情報等を積極的に利用します。



事業者の役割

- ✓ 不用品等のリサイクルに努めます。
- ✓ 缶、びん、ペットボトル等のリサイクルが可能なものの再資源化に努めます。
- ✓ 資源化に関する情報等を積極的に利用します。



3. 生活排水処理基本計画

3-1 生活排水処理形態別人口

本市の生活排水処理人口の割合は、増加傾向にあり、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて 5.5%増加しています。

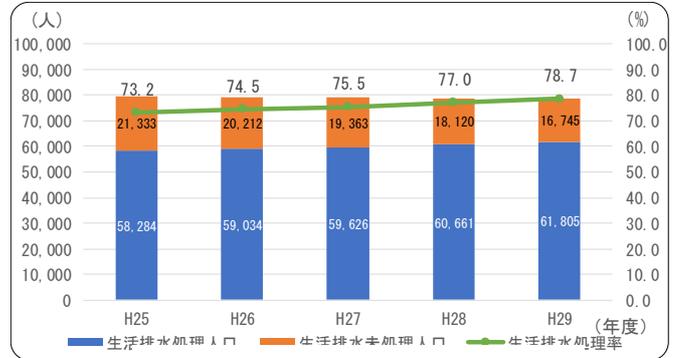


図 10 生活排水処理形態別人口

3-2 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

本市における生し尿の収集量は平成 25 年度から平成 29 年度にかけて、655t 減少しています。一方、浄化槽汚泥の収集量は、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて 227t 増加しています。

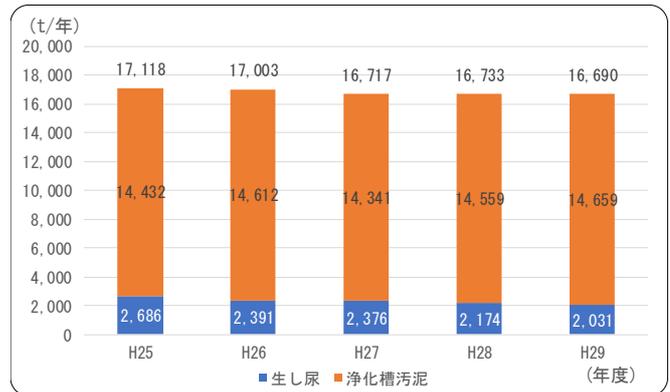


図 11 し尿及び浄化槽汚泥排出量の実績

3-3 生活排水処理形態別人口の予測

「本庄市生活排水処理施設整備構想」に基づき、平成 37 年度における非水洗化人口が 0 人となるよう、生活排水処理形態別人口の予測を行った結果を図 12 に示します。

平成 35 年度には、生活排水処理人口は 71,975 人（生活排水処理率 94.1%）、平成 40 年度には、73,666 人（生活排水処理率 100%）、平成 45 年度には、71,065 人（生活排水処理率 100%）となっています。

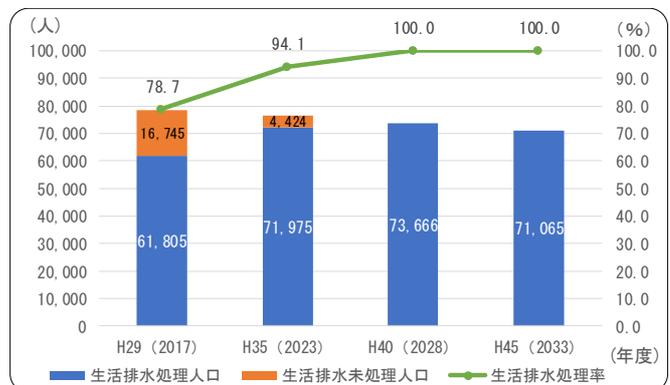


図 12 生活排水処理形態別人口の予測

3-4 生活排水処理に係る課題と施策の方向性

3-1 から 3-3 の結果より、以下のような課題と、今後の施策の方向性が挙げられます。

主な課題として、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り世帯が多い点（平成 29 年度で 16,745 世帯（21.3%））、また、それにより、流域河川等への水質環境に対する負荷が増加している点等が挙げられます。

表 2 生活排水処理に係る課題と施策

課題	施策の方向性
単独処理浄化槽及びし尿汲み取り世帯が多い。	・ 合併処理浄化槽や公共下水道への転換を促す啓発活動を行う。 ・ 市民に対して環境学習のイベント等を実施し、環境保全の必要性の認知を高める。
流域河川等への水質環境に対する負荷が継続している。	
浄化槽の「保守点検・清掃・法定検査」が適正に実施されていない。	・ 「保守点検・清掃・法定検査」が、水質環境の保全を行う上で重要であることを、啓発活動を通じて、認知してもらう。

3-5 生活排水処理基本方針



生活排水処理率の向上

下水道及び農業集落排水施設への接続や、合併処理浄化槽への転換を呼び掛け、生活排水処理率の向上に取り組んでいきます。



公共用水域の水質保全の推進

生活排水処理率の向上による公共用水域の水質保全の推進に取り組んでいきます。

3-6 生活排水処理の施策

1) 下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備に関する施策



合併処理浄化槽への転換促進のための補助制度の検討

合併処理浄化槽への転換は、生活排水処理を進めるうえで重要であり、補助金制度の周知などを通して、転換への促進を図るとともに、より良い補助制度の検討を行っていきます。



浄化槽の維持管理の意識向上

浄化槽の維持管理には、保守点検・清掃・法定検査が必要であり、イベントや啓発活動を通して、維持管理の意識を高めていきます。

2) し尿及び浄化槽汚泥処理に関する施策



運転方法の検討

利根グリーンセンターにおいては、今後し尿及び浄化槽汚泥処理量全体が減少していくものと見込まれることから、こうした変動に対応できるよう、運転方法の検討を継続していきます。



長期的視野に立った改修・補修計画の継続的見直し

利根グリーンセンターは竣工してから約 30 年が経過するため、施設の性能を維持していくために、長期的視野に立って改修・補修計画を継続的に見直ししていきます。

また、今後も長期にわたって、し尿及び浄化槽汚泥処理が必須であることから、将来的な施設の長寿命化や更新を視野に入れた計画立案を行います。



使用手数料の検討

近隣自治体の動向や構成市町等との協議を踏まえ、コスト計算を行った上で、適宜、使用手数料の見直しを検討します。



安全対策の徹底

施設の適正な維持管理及び運転に関する安全教育を継続して実施し、事故のない運転に努めます。

また、脱水汚泥等に係り、今後もダイオキシン類の暴露防止など職員の安全対策を徹底していきます。



4. 災害廃棄物処理計画編

4-1 災害廃棄物処理計画の策定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、これまでの災害を遥かに超えた災害が広範囲に発生しました。

これを受けて、国では、平成 26 年 3 月、「災害廃棄物対策指針」（環境省）を策定し、平成 30 年 3 月に改訂されました。

また、埼玉県においても、「埼玉県災害廃棄物処理指針」を平成 29 年 3 月に策定しています。

「本庄市災害廃棄物処理計画」は、これらの背景を踏まえ、「本庄市地域防災計画」と整合を図りながら、大規模災害発生時における市民の健康への配慮、衛生や環境面での安全・安心の確保を図るため、現実的かつ確実な災害廃棄物対策を進めることを目的に、「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づき策定するものです。

4-2 本庄市災害廃棄物に係る方針

災害廃棄物処理にあたっては、市町村等、関係機関等の支援・連携により既存処理施設による県内処理を進めることを基本とします。被災規模により、既存処理施設での処理が困難な場合は、仮設処理施設や県外広域処理体制を構築し、処理を行います。

また、災害廃棄物は、平時と同様に分別し、資源として再生利用するものとします。この際、民間企業や公共の復興事業等における再生資材への利用など利用先の確保に努めます。

災害廃棄物の中でも危険物、薬品類、PCB 含有廃棄物等は、他の災害廃棄物とは区分して専門処理業者で適正に処理します。また、財布・株券などの貴重品や位牌、アルバムなど思い出の品を確認した場合は丁寧に保管・管理し、できるだけ持ち主に返却するなど、被災者へのきめ細やかな配慮を行います。